

藤枝市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 藤枝市は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止するため、ブロック塀等耐震改修促進事業（ブロック塀等撤去事業及びブロック塀等改善事業をいう。以下「改修促進事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等撤去事業 地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する事業（以下「撤去事業」という。）をいう。
- (2) ブロック塀等改善事業 地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等（静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号（以下「条例」という。））第17条第5項に規定するブロック塀等及び通学路沿いのブロック塀等に限る。）を安全な塀に改善する事業（以下「改善事業」という。）をいう。
- (3) 改善 ブロック塀等以外のフェンス等他の種類の塀への転換をいい、他の種類の塀へ転換するための塀の撤去及び生垣への転換を含まない。
- (4) 通学路 公立小学校長が児童の通学時における児童の安全を確保するために設定する道路をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費及び補助額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類各2部を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）

- (2) 位置図（原則として縮尺 2,500分の 1 以上とし、通学路、緊急輸送路、避難路、避難地等を明記したものとする。）
- (3) 施工前の配置図（所在地、施工延長及び、通学路、避難路の沿道、避難地に隣接する敷地に存する塀又は、地震発生時に倒壊し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のある塀であることを明示）及び写真
- (4) 耐震診断結果の写し又は点検結果表等

2 改善事業にあつては、計画図（配置図（所在地、施工延長、及び、通学路、避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地に存する塀であることを明示）、平面図、立面図及び断面図）

- (1) 施工に要する費用の見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認めた書類
（交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨をブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により当該申請者に通知するものとする。
（交付の条件）

第 6 条 市長は、補助金の交付の決定の際、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 別表第 1 に掲げる事業の区分ごとに次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認申請書（第 4 号様式）に第 4 条各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類各 2 部を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 施行箇所の変更をしようとする場合

イ 事業費の額の変更をしようとする場合

- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

- (3) 改修促進事業が予定の期間内に完了しない場合又は改修促進事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。

- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれ

らの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) 改善事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から15年を経過するまでの期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入が合った場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(7) 改善事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更の承認)

第7条 市長は、前条第1号による申請があったときは、これを審査し、相当と認めたとときは、ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 決定通知を受けた者は、改修促進事業が完了したときは、ブロック塀等耐震改修促進事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類各2部を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 撤去事業にあつては、次に掲げる書類

ア 事業の施工中、施工完了を確認できる写真（全景写真を含む。）

イ 撤去経費の領収書等の写し

ウ その他市長が必要と認めたもの

(2) 改善事業にあつては、次に掲げる書類

ア 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真

イ 完成図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）

ウ 改善経費の領収書等の写し

エ その他市長が必要と認めたもの

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、これを検査するものとする。この場合において、不相当と認めるときは、決定通知を受けた者に対し、必要な改善指導をするものとする。

(補助金の額の決定)

第9条 市長は、前条第2項の規定による検査を終了したときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金確定通知書(第7号様式)により、決定通知を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 決定通知を受けた者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成11年4月1日告示第128号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月25日告示第137号)

この告示は、公示の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則(平成30年10月4日告示第271号)

この要綱は、平成30年10月4日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第113号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第124号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月15日告示第28号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日告示第51号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業の区分	補助対象経費	補助率（額）
1 撤去事業	当該事業に要する経費のうち工事に要する費用で市長が必要と認めたもの	<p>(1)通学路又は条例第17条第5項の緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等を撤去する場合 補助対象経費と撤去するブロック塀等の延長1メートルにつき別表2に定める単価を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額（「以下補助対象額」）の3分の3以内の額。ただし、1敷地につき10万円を限度とする。</p> <p>(2)前号以外のブロック塀等を撤去する場合 補助対象額の3分の2以内の額。ただし、1敷地につき10万円を限度とする。</p>
2 改善事業	当該事業に要する経費のうち工事及び設計に要する費用で市長が必要と認めたもの	補助対象経費と改善するブロック塀等の延長1メートルにつき別表第2に定める単価を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額。ただし、1敷地につき25万円を限度とする。

別表第2（別表第1関係）

事業の区分	単 価
1 撤去事業	損失補償算定基準書（静岡地区用地対策連絡協議会）を基に算定する。ただし、13,320円を上限とする。
2 改善事業	損失補償算定基準書（静岡地区用地対策連絡協議会）を基に算定する。ただし、38,400円を上限とする。